

「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告案」 に関する緊急要請

平成27年11月27日に開催された社会保障審議会児童部会 第3回新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会において、「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告案」が示され、この中で児童相談所設置自治体の拡大について、2年後を目途に中核市に児童相談所を必置とすることが記述されている。

中核市は、現行法においても児童相談所を設置することは可能であるが、現状においては、児童相談所設置市が全国で2市に留まっている。これは、国による中核市への財政支援が不十分であることや、専門的人材の確保・育成が極めて困難な状況にあることなどが要因であると考えられる。

本会は、これまでも権限移譲に対し、積極的な姿勢を示してきたところであるが、児童福祉行政の実態や各自治体の現状、意向を踏まえ、中核市に短期間で一律に児童相談所を必置とすることは、児童福祉行政の現場に混乱を招き、事態を悪化させることが懸念される。

児童相談所設置自治体の拡大の検討に当たっては、児童相談所を必要とする中核市が円滑に設置・運営できるよう、準備のための十分な期間の確保、必要となる専門的人材及び財源の確保、都道府県の果たすべき役割の明確化等について、国において具体的な支援策を検討することを最優先課題とすべきである。

今後、国における児童相談所設置自治体の拡大の検討に当たっては、上記事項に配慮し、各自治体関係者の意見を十分踏まえ、慎重な審議を行うこと、また、具体的な制度設計にあたっては中核市とも十分な協議を行うことを強く要請する。

平成27年12月25日

中 核 市 市 長 会